

2019年 7月 11日

株式会社ジャックス 御中  
代表取締役社長 山崎 徹 殿

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階  
適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者ネットおかやま

理事長 河田 英正

TEL : 086-230-1316

FAX : 086-230-6880

HP : <http://okayama-con.net/>



## 契約条項の修正についての申入れ

### 1 はじめに

当法人は消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、消費者契約法（平成12年法律第61号）第13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。当法人の活動の一環として、消費者契約の約款や広告表示等の内容を検討し、その適正化のための提言を行っています（組織概要についてはホームページをご参照ください）。

さて、当法人においては、銀行や信用金庫などの金融機関が消費者と締結しているカードローン等の金銭消費貸借契約及びこれに付随する保証委託契約で適用される契約条項等の中に、期限の利益喪失等の事由として「相続の開始」が含まれていることは消費者契約法上問題ではないかと考えているところであり、岡山県内の金融機関に対して問い合わせを行っていたところでございます。

### 2 貴社ご使用にかかる保証委託契約について

その中で、貴社を受託会社とする保証委託契約を利用している金融機関が存在しており、当法人において当該保証委託契約で使用されている契約約款を検討させていただきました結果、次の事実が判明いたしました。

貴社が保証委託契約を締結するカードローンの保証委託申込書兼契約書の裏面に記載されている保証委託約款の第7条及び、金銭消費貸借契約証書の裏面に記載されている規定の第6条は、それぞれ、いわゆる期限の利益喪失条項を定めた条文と考えられますところ、保証委託約款においては第7条(7)で、規定においては第6条第2項7号で、いずれも「相続の開始」がその事由として掲げられております。

### 3 消費者契約法（以下「消契法」という）上の問題点

しかし、当法人といたしましては、「相続の開始」を期限の利益喪失事由とするこ

とは消費者契約法10条に違反するものと考えております。

(1) 消契法の規定について

消契法は第10条において、

民法、商法（明治32年法律第48号）その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第1条第2項に規定する基本原則に比して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

と定めております。

(2) 前項記載の約款条項の消契法違反の可能性について

ここで、前項に記載した、相続の開始があつたときに借主が当然に期限の利益を失うものとする、いわゆる期限の利益喪失条項は、次の理由により消契法第10条に違反するものと考えます。

民法136条は次のとおり規定しています。

期限は、債務者の利益のために定めたものと推定する

2 期限の利益は、放棄することができる。ただし、これによって相手方の利益を害することはできない

また、民法137条は次のとおり規定しています

次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。

- 一 債務者が破産手続き開始の決定を受けたとき。
- 二 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき
- 三 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。

以上のとおり、民法上は相続の開始は期限の利益を喪失する事由とはされておられません。また、一定の場合に期限の利益を喪失するとすることは、期限の利益という消費者の権利を制限するものです。従って、相続の開始を期限の利益喪失事由とすることは、民法の規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項といえます。

そして、相続の開始は借主が制御できるような事実ではないという点で、他の一般的な期限の利益喪失事由と異なり借主の帰責性が認められないものです。また、相続の開始は借主の信用状況を変動させるものでもありません。加えて、仮に相続の開始による混乱で一時的に債務の支払いが停止するなど返済に影響があることを考慮するとしても、債務の支払いの停止は、それ自体が格別に期限の利益喪失事由とされることが通常であり、相続の開始を別に期限の利益喪失事由として置く必要性が特別に高いとも考えられません。

相続の開始により自動的に期限の利益が喪失するものとするれば、その時点から相続人は債務残額の一括弁済の義務及び遅延損害金の支払いの義務を負うことになるだけ

でなく、訴訟などの法的措置を執られるリスクも負うことになり、その不利益は極めて重大です。

以上からすれば、相続の開始を期限の利益喪失事由とする条項が、民法第1条第2項に規定する基本原則に比して消費者の利益を一方的に害するものに該当することも明らかであると考えられます。

#### 4 結語

従いまして、当法人は本書面により、貴社に対し、貴社が保証委託契約を行うローン契約において使用しているカードローンの保証委託申込書兼契約書の裏面に記載されている保証委託約款の第7条(7)及び、金銭消費貸借契約証書の裏面に記載されている規定の第6条第2項7号を、いずれも削除していただくよう申し入れを行います。金銭消費貸借契約については、貴社が締結する契約ではございませんが、貴社が各信用金庫等に契約書のフォーマットを提供し、貴社が保証委託を行うローン契約を締結する場合に当該フォーマットによる契約の締結を要請している、つまり、事実上貴社に約款の条項の作成権限があると考えられることから、貴社に対して申し入れを行わせていただく次第です。つきましては、この申し入れに対する貴社のご回答やご意見をお聞かせいただきたく、ご多忙中のところ大変恐縮ではございますが、本書面到達後1ヶ月程度を目処に、当法人宛までご連絡いただければ幸いです。

なお、本お問い合わせは公開の方式で行わせていただきます。従いまして、回答の有無及び回答内容等は当法人ホームページ等で全て公表いたしますので、その旨ご承知置きください。ご事情により期間内にご回答いただけないご事情がある場合は、当法人までその旨及び回答可能となる時期をご連絡いただければ幸いです。

以上、ご検討のほど、よろしく願いいたします。

草々

お申込日 平成 年 月 日

契約日 平成 年 月 日

# 保証委託申込書兼契約書

申込人及び連帯保証人はおののおの、この申込みに関して下記金融機関並びに保証会社が取引上の判断をするにあたっては、下記金融機関並びに保証会社の加盟する個人情報機関及び同機関と提携する個人情報機関に申込人及び連帯保証人の信用情報が登録されている場合には、下記金融機関並びに保証会社がそれを利用することを了承します。

申込人及び連帯保証人はおののおの、裏面の「保証委託約款」及び「個人情報情報の取扱いに関する同意条項」に同意のうえ、下記の通り標記ローンの利用を申込みます。

なお、借入金額、その他借入諸条件は、左記保証会社あて提出の保証委託申込書兼契約書にもとづき、債務弁済の義務を履行いたします。

金融機関  
保証先

御中  
御中

## 株式会社ジャックス

顧客番号

保証番号

お申込みの内容(1)	申込金額	百万	千	円	返済方法	毎月の元金返済金額	百万	千	円
	毎月返済金	百万	千	円		返済部分	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 毎月の返済日に 回支払う		
	半年毎の増加返済金	百万	千	円	半年増額返済部分	毎回の元金返済額	百万	千	円
	返済期間(据置期間含む)	年		ヶ月	元金据置期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月 まで			
総費用	万円			内自己資金	万円		返済日	毎月	日
返済口座	店名			科目			口座番号		
団体信用生命保険加入	1. 有	2. 無	保証料金額(一括前払いの場合)		円	利率	年	%	1. 固定 2. 変動

お申込みの内容(2)

資金使途 ①. 自動車購入 ②. 増改築 ③. 教育 ④. その他( )

資金使途の具体的な内容

販売業者名 所在地 TEL ( )

お申込人

お名前 性別 生年月日 昭和・平成 年 月 日 年齢 歳

印 男・女 電話 - - 携帯電話 - -

ご住所 〒 居住年数 年

ご職業

勤務先名 TEL ( ) 商号 TEL ( )

所在地 所在地

営業内容 所属役職 税込年収 営業内容 営業年数 年 従業員数 ( )名

資本金 百万円 勤続 年 ヶ月 万円 年商 百万円 課税所得 万円 (うち家族)名

家族状況 配偶者 有・無 子供 人 その他 人 住居 1. 自己所有 2. 家族所有 3. 借家 4. マンション(分譲) 5. マンション(賃貸) 6. 公団住宅 7. 公営住宅 8. 社宅・官舎 9. アパート 10. 寮

連帯保証人

お名前 性別 生年月日 昭和・平成 年 月 日 年齢 歳

印 男・女 電話 - - 携帯電話 - -

ご住所 〒 居住年数 年

勤務先名 所在地 TEL ( )

営業内容 従業員 名 所属 役職 税込年収 万円 勤続年数 年 ヶ月

家族状況 配偶者 有・無 子供 人 その他 人 住居 1. 自己所有 2. 家族所有 3. 借家 4. マンション(分譲) 5. マンション(賃貸) 6. 公団住宅 7. 公営住宅 8. 社宅・官舎 9. アパート 10. 寮

金融機関名	ローン名称	借入金額	年間返済額	担保	定期性預金	預入期間
				有・無	有・無	ヶ月
				有・無	有・無	ヶ月
				有・無	有・無	ヶ月
				有・無	有・無	ヶ月
計		千円	千円			千円

本人確認(借入者確認)

面談日時 年 月 日 (時 分)

面談場所 店頭・勤務先・自宅・その他( )

本人確認方法 運転免許証 No. ( )

面接担当者 ( )

在籍確認 (勤務先) 訪問・電話 その他( )

当金融機関との取引状況

取引開始 年 月

1. 普通・当座・定期・定積 2. 財形・財形年金 3. 給与・年金・配当金振込  
4. 住宅ローン・住公・カードローン・その他ローン 5. 自振(電話・電気・ガス・水道・税金・NHK・カード・その他) 6. その他( )

備考

店名 部店長印 検印 担当者印 印鑑照合印

取次経緯

1 店頭申出  
2 店頭勧誘  
3 得意先  
4 ( )

申込人(契約者)(以下「私」といいます)及び連帯保証人予定者(連帯保証人)(以下「連帯保証人」といいます)は、

- 第1条(借入) 私は保証会社の保証により金... 第2条(委託の範囲) 私の保証会社に委託する保証の範囲は... 第3条(保証委託契約の成立) 本契約は、保証会社が私の保証委託に基づき保証することを認め、金融機関に保証を承諾することを通知し、金融機関が融資を実行したときに成立するものとします。...

- 第4条(保証) 私は保証会社が本契約の保証に関して、私の財産、収入、信用状況等を調査することに同意するとともに、保証会社が私に説明を求めた時は、直ちにこれに応じ調査に協力します。...

個人情報の取扱いに関する同意条項

- 第1条(個人情報の取扱い) (1)申込人(契約者)(以下「私」といいます)及び連帯保証人予定者(連帯保証人)(以下「連帯保証人」といいます)は、株式会社ジャックス(以下「当社」といいます)が、保証委託契約(本申込みを含む、以下「本契約」といいます)の履行判断及び今後の管理のため並びに...

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するその他の情報、契約の種類、契約日、商品名及びその数量、個数/期間、契約額又は月額額、貸付額、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報の全部又は一部となります。

Table with 3 columns: 登録情報 (Registration Information), ①本契約に係る申込をした事実 (Fact of application for this contract), ②本契約に係る客観的な取引事実 (Objective transaction facts), ③本契約に係る債務の支払を延滞等した事実 (Fact of delay in payment of debt under this contract).

# 金銭消費貸借契約証書

契約日 平成 年 月 日

借主は、株式会社ジャックスの保証にもとづき、左記金融機関から裏面規定を承認のうえ、下記要項のとおり、金銭を借り受けました。

金融機関

御中

顧客番号

保証番号

借入要項 (1)	借入金額	百万	千	円	返済方法	毎月の元金返済金額	百万	千	円		
	内訳	毎月の返済金	百万	千		円	返済部分	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 毎月の返済日に 回支払う			
		半年毎の増加返済元金	百万	千	円	半年増額返済部分	毎回の元金返済額	百万	千	円	
		返済期間(振替期間含む)	年 ヶ月			元金据置期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月 日まで				
		総費用	万円			内自己資金	万円			返済日	毎月 日
		返済口座	店名			科目			口座番号		
	団体信用生命保険加入	1. 有 2. 無	保証料金額(一括前払いの場合)			円	利率	年 %	1. 固定 2. 変動		

借入要項 (2)	資金用途	①. 自動車購入 ②. 増改築 ③. 教育 ④. その他( )								
	資金用途の具体的な内容									
	販売業者名	所在地			TEL ( )					

借主	お名前	フリガナ	印	性別	生年月日	昭和・平成	年	月	日	年齢	歳	
				男・女	電 話	-	-	携帯電話	-	-		
	ご住所	〒										
		返済用預金口座届出印			印							

収入印紙  
割印

連帯保証人	お名前	フリガナ	印	性別	生年月日	昭和・平成	年	月	日	年齢	歳
				男・女	電 話	-	-	携帯電話	-	-	
	ご住所	〒									

- ◎ 利息は各返済日に後払いするものとし、毎回の元金返済額は均等とします。
- ・ 毎月返済の部分の利息は「毎月返済の部分の元金残高 ×  $\frac{利率}{12}$ 」で計算します。
- ・ 半年ごとの増額返済部分の利息は「半年ごとの増額返済部分の元金残高 ×  $\frac{利率}{12}$  × 6」で計算します。
- ・ ただし、借入日から第1回返済日までの利息は金融機関所定の計算法によるものとします。
- ・ 最終回返済額は利息計算の端数処理のため、毎回の返済額とは異なる場合があります。
- ◎ 半年ごとの増額返済日には、増額返済額を毎月の返済額に加えて返済するものとします。
- ◎ 元金返済は、借主名義の上記の預金口座から自動支払の方法によります。ただし、規定第3条によって繰り上げ返済する場合及び第6条によってこの債務の全額を返済しなければならない場合は除きます。

◎ 損害金  
・ 元金返済が遅れたときは、遅延している元金に対し、年 % (1年を365日とした日割り計算)の損害金を支払うものとします。

◎ 諸費用の支払方法  
・ 本ローン借入にかかわる公正証書作成費用等の諸経費については、借入金額から差引くかあるいは、上記返済用預金口座から、規定第2条に準じ自動支払の方法により支払うものとします。

検印	担当者印	印鑑照合印

# 規 定

## 第1条 (適用範囲)

この約定は借主が表記融資金融機関(以下「甲」という)に対して負担する債務の履行について適用するものとします。

## 第2条 (元利返済額等の自動支払)

- 借主は、元利金の返済のため、各返済日(返済日が休日の場合にはその日の翌営業日。以下同じ。)までに毎回の元利金返済額(半年ごと増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。)相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
- 甲は各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず返済用預金口座から払戻しのため、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、甲はその一部の返済にあっては取扱いせず、返済が遅延することになります。
- 毎回の元利金返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、甲は元利金返済額を損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。

## 第3条 (繰り上げ返済)

借主がこの契約による債務の全部、又は一部を期限前に繰り上げて返済する場合にはその返済の時期、金額、及び返済後の処理は甲の定めるところに従うものとします。

## 第4条 (利率の変更)

変動金利の特約がある場合、金融情勢の変化、その他相当の事由があると甲が判断した場合には、別紙に記載された変動金利の特約に定められた内容に基づいて利率の変更をすることができるものとします。変動金利の特約が無い場合、借入要項記載の利率は変動しないものとします。但し、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、甲は借入要項記載の利率を一般に行われる程度のものにすることができ、変更にあたっては、あらかじめ書面により通知するものとします。

## 第5条 (担保)

- 担保価値の減少、借主又は連帯保証人の信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、甲からの請求により、借主は遅滞なくこの債権を保全しうる担保、連帯保証人をたて、又はこれを追加、変更するものとします。
- 借主は、担保について現状を変更し、又は第三者のために権利を設定しもしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により甲の承諾を得るものとします。
- 担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に妥当と認められる方法、時期、価格等により甲において取立又は処分のため、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず、この契約による債務の返済にあてることができるものとします。なお残債がある場合には、借主は直ちに返済するものとします。
- 借主の差し入れた担保について、事変、災害、輸送途中のやむをえない事故等によって損害が生じた場合には、甲は責任を負わないものとします。

## 第6条 (期限前の全額返済義務)

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
  - 借主が返済を遅延し、甲から書面により督促しても、次の返済日までに元利金(損害金を含む)を返済しなかったとき。
  - 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって甲に借主の所在が不明となったとき。
- 次の各場合には、借主は、甲からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
  - 借主が甲取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき、借主が第5条第1項もしくは第2項又は第11条の規定に違反したとき。
  - 借主が支払を停止したとき。
  - 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - 連帯保証人が前項第2号又は本項前各号のいずれかに該当したとき。
  - 担保の目的物について差押え又は競売手続きの開始があったとき。
  - 借主に相続の開始があったとき。
  - 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金(損害金を含む)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

## 第7条 (反社会的勢力の排除)

- 借主又は連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜者又はこれらに特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること。
  - 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど関与していると認められる関係を有すること。
  - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 借主又は連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
  - 暴力的な要求行為
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

- 虚偽を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
- その他前各号に準ずる行為

- 借主又は連帯保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に関し虚偽の申告をしたことが判明し、借主との本契約を継続することが不適切である場合には、借主は、甲からの請求によって、本契約による債務全額について期限の利益を失い、本契約借入要項に定める返済方法によらず、直ちに本契約による債務全額を返済するものとします。
- 前項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が甲からの請求を受領しないなど、借主の責めに帰すべき事由により、請求が延着し、又は到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。
- 第3項の場合において、借主又は連帯保証人に損害が生じた場合にも、借主又は連帯保証人は甲にはなんらの請求をいたしません。また、甲に損害が生じたときは、借主又は連帯保証人がその責任を負います。

## 第8条 (甲からの相殺)

- 甲は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、もしくは第6条又は第7条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の甲に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
- 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息及び損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により、日割りで計算します。

## 第9条 (借主からの相殺)

- 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の甲に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が到来前であっても、相殺することができます。
- 前項によって相殺をする場合、相殺計算を実行する日付借入要項に定める毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料及び相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第3条に準ずるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の10日前までに甲へ書面により相殺の通知をするものと、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに甲に提出するものとします。
- 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息及び損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

## 第10条 (債務の返済等にあてられる順序)

- 甲から相殺をする場合に、この契約による債務のほか甲取引上の他の債務があるときは、甲は債権保全上の事由により、どの債務との相殺にあてられるかを指定でき、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主から返済又は相殺をする場合に、この契約による債務のほか甲との取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済又は相殺にあてられるかを指定することができます。なお、借主がその債務の返済又は相殺にあてられるかを指定しなかったときは、甲が指定することができます。借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、甲は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済又は相殺にあてられるかを指定することができます。
- 第2項のなお書又は第3項によって甲が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

## 第11条 (代り証書等の差し入れ)

事変、災害等やむをえない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失、又は損傷した場合には、借主は、甲の請求によって代り証書等を差し入れるものとします。

## 第12条 (印鑑照合等)

甲が、この取引にかかわる諸書類その他の書類に使用された印鑑をこの契約書に押印し、又は返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、甲は責任を負わないものとします。

## 第13条 (費用の負担)

次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。

- 抵当権の設定、抹消又は変更の登記に関する費用。
- 担保物件の調査又は取立その他処分に関する費用。
- 借主又は連帯保証人に対する権利の行使又は保全に関する費用。

## 第14条 (届出事項)

- 氏名、住所、印鑑、電話番号その他甲に届け出た事項に変更があったときは、借主は直ちに甲に書面届け出ものとします。
- 借主が前項の届出を怠ったため、甲が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

## 第15条 (報告及び調査)

- 借主は、甲が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況ならびに借主及び連帯保証人の信用状態について直ちに報告し、又は調査に必要な便宜を提供するものとします。
- 借主は、担保の状況、又は借主もしくは連帯保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、又は生じるおそれのあるときは、甲から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

## 第16条 (連帯保証)

- 連帯保証人は、この契約により生ずる一切の債務につき、借主とともに債務履行の責を負い、この契約の各条項に従います。
- 連帯保証人は、借主の甲に対する預金その他の債権をもって相殺はしません。